

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

1 「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)

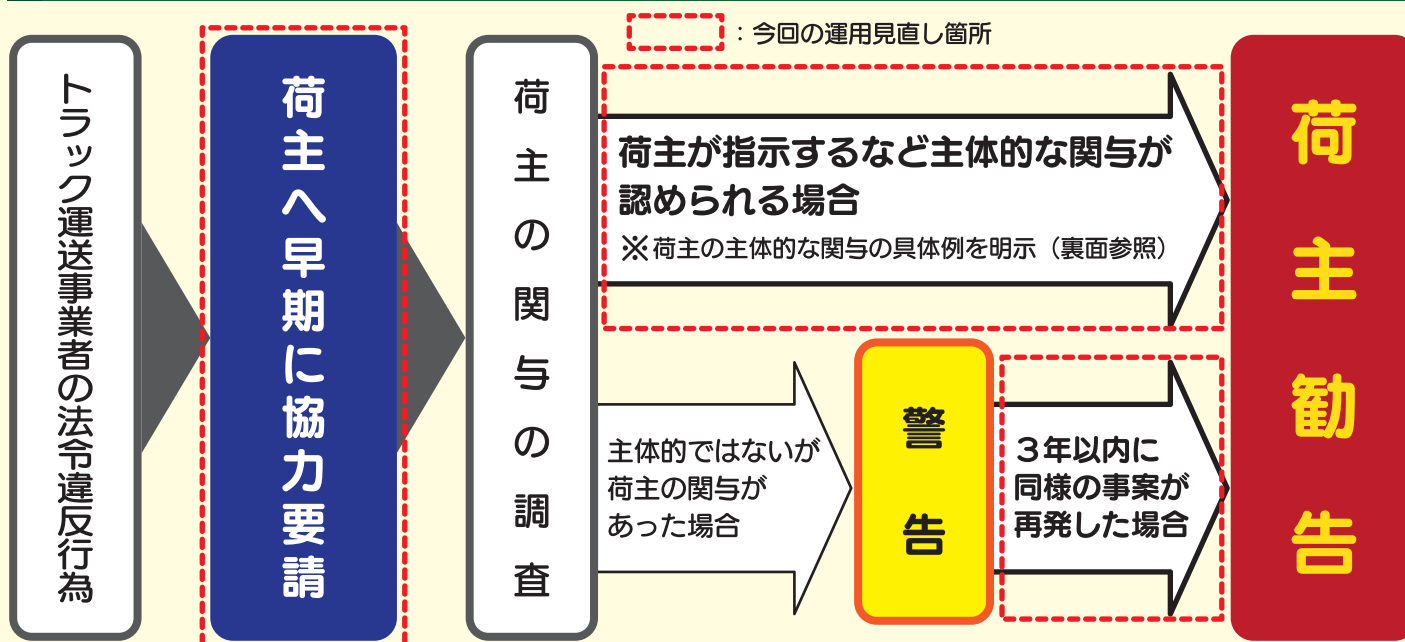
労働時間の主なルール (平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号)

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1日 原則13時間以内 最大16時間以内 (15時間超えは1週間2回以内) ・1か月 293時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続8時間以上
運転時間	・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	・4時間以内

2 「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行)

3 「道路交通法違反」(過積載運行、速度超過等)

新たな荷主勧告制度の概要



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

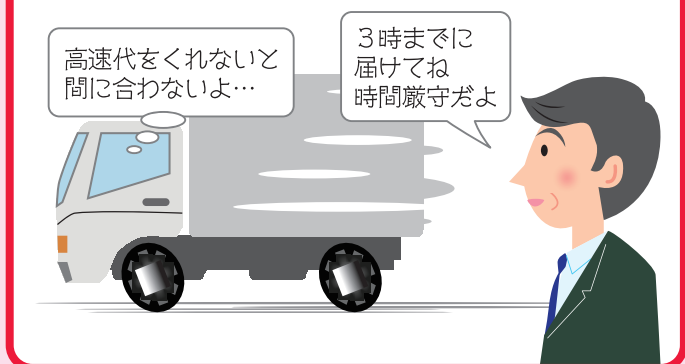
荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査（荷主勧告該当性調査）を実施

① 荷待ち時間の恒常的な発生



② 非合理的な到着時刻の設定



③ やむを得ない遅延に対するペナルティ



④ 重量違反等となるような依頼



調査の結果、上記の事例に
該当する場合

荷主勧告を発動

荷主名の公表

「荷主勧告制度」とは？

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

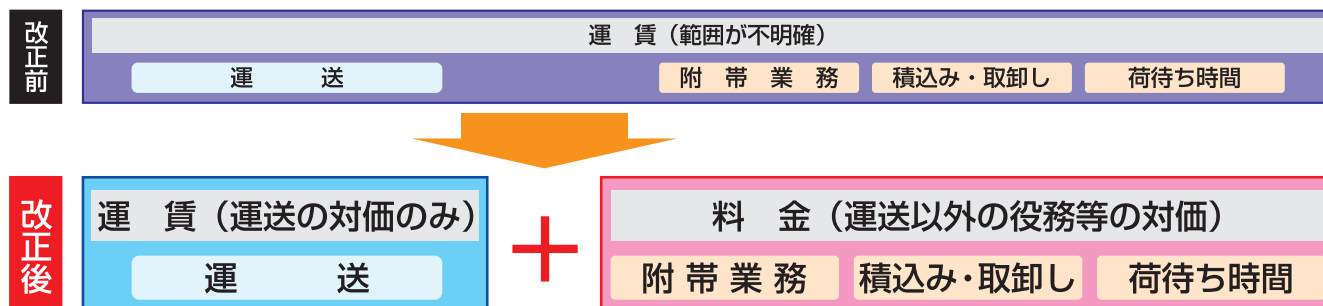
詳しくは、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html) をご参照ください。

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



2 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



3 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていたきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者にその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課 ☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課	☎ 011-290-2743	近畿運輸局貨物課	☎ 06-6949-6447
東北運輸局貨物課	☎ 022-791-7531	中国運輸局貨物課	☎ 082-228-3438
関東運輸局貨物課	☎ 045-211-7248	四国運輸局貨物課	☎ 087-835-6365
北陸信越運輸局貨物課	☎ 025-285-9154	九州運輸局貨物課	☎ 092-472-2528
中部運輸局貨物課	☎ 052-952-8037	沖縄総合事務局陸上交通課	☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

運送委託者の方へのお知らせ



契約の内容を書面化 できていますか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」では運送契約に際して、運送日時、附帯業務の内容、運賃・料金の額等の必要事項について書面で共有することをルール化しています。
- 運送事業者が再委託する場合に、必要事項を全て記載した書面を交付しないことは下請法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 附帯作業を含む業務内容・運賃等の重要事項が口約束となっていないですか。
- ☒ 契約書を保存していますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者と協議の上、運送内容や運賃・料金、その支払い方法等について合意する。
- その条件を書面化し、保存する。

本件に関するお問い合わせ先

関東運輸局
自動車交通部貨物課
Tel045-211-7248

関東経済産業局
下請代金検査官室
Tel048-600-0325

公正取引委員会
取引部企業取引課
Tel03-3581-3375

運送委託者の方へのお知らせ



附帯業務に対して料金を支払っていますか？

附帯業務は
させられるのに、
お金もらえないん
だよな…



附帯業務の例

横持ち	ラベル貼り	は分け	棚入れ
積み下ろし場所から貨物を移動させる。	貨物に値札等のラベルを貼る。	運送終了後の貨物を方面別等に分ける。	倉庫内の棚に貨物を入れる。



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が契約にはない役務を無償で運送事業者に提供させることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 契約にない附帯業務を無償で要求していませんか
- ☒ 運送以外の附帯業務に対して、適切な対価を支払っていますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 契約時に十分な協議の上、附帯業務の範囲、費用負担等を明確化し、書面化する。
- 合意内容を定期的に見直し、実際の業務と齟齬があれば、十分な協議の上で契約を改める。

本件に関するお問い合わせ先

関東運輸局
自動車交通部貨物課
Tel045-211-7248

関東経済産業局
下請代金検査官室
Tel048-600-0325

公正取引委員会
取引部企業取引課
Tel03-3581-3375

運送委託者の方へのお知らせ



一方的に**低い運賃・料金**で 運送委託等を行っていませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者との十分な協議なしに通常支払われる運賃・料金より著しく低い運賃・料金を不当に定めることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 運賃・料金の設定に際して、運送事業者と十分に協議していますか。
- ☒ 運送委託者の事情のみで運賃・料金の引き下げ要請をしていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 原価を踏まえた見積をもとに協議を行い、運賃・料金を設定する。また、定期的に協議の上、運賃・料金を見直す。
- 燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

本件に関するお問い合わせ先

関東運輸局
自動車交通部貨物課
Tel045-211-7248

関東経済産業局
下請代金検査官室
Tel048-600-0325

公正取引委員会
取引部企業取引課
Tel03-3581-3375

運送委託者の方へのお知らせ



追加運賃・料金の負担を 拒んでいませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合で契約内容を変更し追加費用が生じたにもかかわらず、費用負担をしないことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 当初依頼した条件を超えた荷物量の費用負担を拒んでいませんか。
- ☒ 出発地・到着地の急な変更により、追加の費用が生じるにもかかわらず、運賃・料金の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者との十分な協議により運送条件を設定する。
- 契約した業務内容に変更が生じた場合には、合理的な運賃・料金を再設定し、追加費用を負担する。

本件に関するお問い合わせ先

関東運輸局
自動車交通部貨物課
Tel045-211-7248

関東経済産業局
下請代金検査官室
Tel048-600-0325

公正取引委員会
取引部企業取引課
Tel03-3581-3375

運送委託者の方へのお知らせ



労働時間を守れない運送を強要していませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の指示により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合などには、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。

(※) 荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれます。



要注意! チェックポイント

- ☒ 運転者の労働時間のルールを守れないような運送依頼をしていませんか。
- ☒ 出発時間を遅らせるなど、運送事業者の法令遵守を阻害していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、発着時間や運行ルートを決定する。
- 至急の運送を依頼する場合は、運送委託者が費用を負担することを前提に有料道路利用等について協議する。

本件に関するお問い合わせ先

関東運輸局
自動車交通部貨物課
Tel045-211-7248

関東経済産業局
下請代金検査官室
Tel048-600-0325

公正取引委員会
取引部企業取引課
Tel03-3581-3375

運送委託者の方へのお知らせ



荷待ち時間への対策を 放置していませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じるなど、労働時間等のルールを守れなくなる行為が見受けられる場合には、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わない場合には、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

(※) 荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれ得ます。



要注意! チェックポイント

- ☒ 運送委託者の都合による荷待ち時間の実態を把握し、対策をとっていますか。
- ☒ 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 荷待ち時間の実態やそれにより生じる課題を運送事業者と共有し、対策を講じる。
例 出荷スケジュール等を管理し、計画的に荷物を引き渡す。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用を負担する。

本件に関するお問い合わせ先

関東運輸局
自動車交通部貨物課
Tel045-211-7248

関東経済産業局
下請代金検査官室
Tel048-600-0325

公正取引委員会
取引部企業取引課
Tel03-3581-3375

運送委託者の方へのお知らせ



有料道路の利用料金を負担していますか？

荷物の引渡しが遅くなったけど、
今からでも絶対に間に合わせてね!!

高速使わないと間に合わないけど...

そう言ってもいつも高速代払って
くれないんだよな...



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が有料道路の利用を前提とした運送を依頼しながら、有料道路利用料金の負担を拒むことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 有料道路の利用を前提とした運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 有料道路の利用が必要な依頼では、十分な協議の上、書面により有料道路利用料金の額とその負担者を明確化する。
- 運送事業者と契約内容・運賃・料金について定期的に話し合い、信頼関係を構築する。

本件に関するお問い合わせ先

関東運輸局
自動車交通部貨物課
Tel045-211-7248

関東経済産業局
下請代金検査官室
Tel048-600-0325

公正取引委員会
取引部企業取引課
Tel03-3581-3375

運送委託者の方へのお知らせ



燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。
- ☒ 燃料サーチャージの導入要請があったにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

本件に関するお問い合わせ先

関東運輸局
自動車交通部貨物課
Tel045-211-7248

関東経済産業局
下請代金検査官室
Tel048-600-0325

公正取引委員会
取引部企業取引課
Tel03-3581-3375